

教第13号議案

神戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱の件

神戸市スポーツ推進審議会委員を次のとおり委嘱する。

平成28年6月21日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱の件

- 1 委嘱する委員
別紙のとおり

- 2 任期
平成 28 年 7 月 9 日から平成 30 年 7 月 8 日まで

理 由

前委員の任期満了により，神戸市スポーツ推進審議会条例第 4 条の規定に基づき，引き続き委員を委嘱する必要があるため。

(前回分)

第21期 神戸市スポーツ推進審議会委員

(任期:平成26年7月9日～平成28年7月8日)

No.	委員区分	氏名	性別	役職等	
1	学識経験者	ヤマグチ ヤスオ 山口 泰雄	男	神戸大学大学院教授(生涯スポーツ)	新任
2	学識経験者	ミキ シロウ 三木 四郎	男	神戸親和女子大学教授(体育科教育学・運動学)	新任
3	学識経験者	カナヤマ チヒロ 金山 千広	女	神戸女学院大学教授(障害者スポーツ)	新任
4	学校関係者	アサノ アヤ 浅野 あや	女	神戸市中学校体育連盟 参与 (神戸市立大沢中学校 校長)	新任
5	地域スポーツクラブ	ナカダ ススム 中田 進	男	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会 会長	新任
6	スポーツ推進委員	イワシタ タツミ 岩下 達美	男	神戸市スポーツ推進委員協議会 議長	新任
7	マスコミ	イリエ トモミ 入江 智美	男	神戸新聞社 運動部長	新任
8	プロスポーツ (競技経験者)	ヨシダ タクユキ 吉田 孝行	男	ヴィッセル神戸アンバサダー	新任
9	スポーツ医事関係	タケウチ セツコ 竹内 節子	女	高取産婦人科 院長	新任
10	スポーツ教育協会	コバヤシ ケンイチロウ 小林 兼一郎	男	(公財)神戸市スポーツ教育協会 副会長	新任

(今回案)

第22期 神戸市スポーツ推進審議会委員(案)

(任期:平成28年7月9日～平成30年7月8日)

No.	委員区分	氏名	性別	役職等	
1	学識経験者	ヤマグチ ヤスオ 山口 泰雄	男	神戸大学大学院教授(生涯スポーツ)	2期目
2	学識経験者	ミキ シロウ 三木 四郎	男	神戸親和女子大学名誉教授(体育科教育学・運動学)	2期目
3	学識経験者	カナヤマ チヒロ 金山 千広	女	立命館大学教授(障害者スポーツ)	2期目
4	学校関係者	マエカワ シノブ 前川 志のぶ	女	神戸市中学校体育連盟 参与 (神戸市立西落合中学校 校長)	新任
5	地域スポーツクラブ	ナカダ ススム 中田 進	男	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会 会長	2期目
6	スポーツ推進委員	ニッタ コウゾウ 新田 耕造	男	神戸市スポーツ推進委員協議会 議長	新任
7	マスコミ	イリエ トモミ 入江 智美	男	神戸新聞社 運動部長	2期目
8	プロスポーツ (競技経験者)	ヨシダ タクユキ 吉田 孝行	男	ヴィッセル神戸トップチームコーチ	2期目
9	スポーツ医事関係	タケウチ セツコ 竹内 節子	女	高取産婦人科 院長	2期目
10	スポーツ教育協会	サワマツ タクユキ 澤松 忠幸	男	(公財)神戸市スポーツ教育協会 副会長	新任



【参考】

「スポーツ推進審議会」関係法令

●スポーツ基本法（抜粋）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

●神戸市スポーツ推進審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、本市に神戸市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条前段の規定に基づき意見を述べるほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの行事の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツに関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者

（任期）

第5条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

●教育長事務委任規則（抜粋）

（委任）

第2条 教育委員会は、別に定める場合を除くほか、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) ～(9)略

(10) 社会教育委員、公民館運営審議会委員及び法律又は条令に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免を行うこと。

(11)～(13)略